

健康

検診

詳しくは「保健だより」をご覧ください。
胃・肺・大腸がん・結核検診
日時 3月15日(水)午前

乳がん・子宮がん検診
日時 2月21日(火)・27日(月)・3月3日(金)・31日(金)いずれも午後

保健・福祉合同庁舎
電話・窓口・インターネットで。定員になり次第締切

今年度の妊婦・成人歯科健康診査は2月末で終了
歯科医院に申込の上、保険証など市民であることを証明できるもの(妊婦は無料受診券)を持参してください

高齢者肺炎球菌予防接種3月末まで

対象者には「貝塚市高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者通知書」を昨年5月末

健康推進課
072-433-7091

に郵送しています。
通知書を紛失したかまたは昨年5月末以降に転入したかたなどはお問合せください

対象 接種日に市に住民登録があり、次の①または②に該当するかたのうち、過去に一度も肺炎球菌ワクチンを接種(自費接種を含む)していないかた

Table with birth date ranges and age groups for pneumonia vaccination. Includes categories like ① 昭和32年4月2日~33年4月1日 and ② 60歳以上.

離乳食講習会

費用 2000円
※市民税非課税世帯・生活保護受給中のかたは、事前申請により無料

日時・対象 ①2月24日(金)・5~8カ月頃の子どもと保護者②3月10日(金)・9~15カ月頃の子どもと保護者

保健・福祉合同庁舎
各10組(要申込、定員になり次第締切)
参加費 2000円

申込・問合せ先 健康推進課
072-433-7000

赤ちゃんからできる スキンケア・アレルギー講座

個別相談を希望される場合は、申込時にお伝えください。
日時 3月9日(木)午前10時~11時30分

保健・福祉合同庁舎
竹村豊さん(近畿大学病院小児科医)・中野美和さん(医療法人にわ小児科小児アレルギーエデュケーター)
対象 1歳未満の乳児とその保護者(保護者のみの参加可)

安全・安心な産婦人科周産期医療



泉州広域母子医療センターは、市立貝塚病院の「婦人科医療センター」とりんくう総合医療センターの「周産期センター」から成り立っています

申込・問合せ先 りんくう総合医療センター
072-469-3111

貝塚市出産・子育て応援事業を実施します!

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、下記支援を行います。詳しくは、ホームページをご覧ください。

伴走型相談支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、継続的な情報発信を行うことを通じて様々なニーズに即した支援につなぎます。

対象 全ての妊婦、主に0歳~2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

経済的支援

妊娠・出産届出後に面談などを行い、それぞれ現金5万円(合計10万円)を支給します。

対象 令和5年2月1日以降に妊娠の届出または出産されたかた ※令和4年4月1日~5年1月31日に妊娠の届出または出産されたかたも遡及して対象となります。対象者には、2月中旬に通知を発送します。

問合せ先 健康推進課 072-433-7000



ホームページ

人生100年時代が豊かで楽しいものになるように

日常生活に支障のある難聴者の割合は70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人だそう。つまり「難聴」は高齢者に身近な問題といえます。

難聴になるとコミュニケーションが苦手になり、町内のお付き合いがおっくうになり外出を控えていると、それらへの意欲も低下するというさまざまなマイナスの影響があります。身体の機能は使わないうと衰えが進むのです。

日本における65歳以上の「認知症」の患者は約600万人で、高齢者の5人に1人は認知症またはその予備軍といわれています。すべての団塊世代が後期高齢者となる2025年には、認知症患者数が700万人を超えるといわれています。

認知症の危険因子として、難聴も一因として挙げられています。補聴器を使用している人は、中等度の難聴がある場合でも、認知機能の低下が抑えられることがわかりました。

「聞こえにくい」ということで生活に支障がある場合、補聴器の使用を検討してみたいかがでしょうか。その際には、ご自身にあった補聴器を見つけるために、専門的な知識や技術を持った耳鼻咽喉科医(補聴器相談医)や認定補聴器専門店に相談しましょう。貝塚市医師会 072-423-4130

保険・年金



国民年金保険料

クレジットカードで納付できます
事前に申込みが必要です。
2年前納、1年前納、6カ月前納(4月~9月分)は2月末まで、6カ月前納(10月~翌年3月分)は8月末までにお申込みください。

確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要
令和4年1月~12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が令和4年の所得から控除されます。この控除を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの添付が必要です。

日本年金機構から11月上旬に控除証明書を送付していますが、10月以降に控除を受ける場合は、10月以降に控除証明書を提出する必要があります。

柔道整復師・はりきゆう・あんまなど正しいかかり方

保険が使える場合と使えない場合があります。
保険が使える場合とは、全額自己負担になりますのでご注意ください。
●柔道整復 外傷性の骨折・脱臼・打撲やねんざなど。
※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

使えない場合 単なる肩こりや筋肉疲労など
●はり・きゆう・あんま マッサージ
いずれも、医師の同意書または診断書の提出が条件です。
使える場合 ①はり・きゆう 神経痛・五十肩・リウマチ・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患など
②あんま マッサージ 関節拘縮・筋麻痺など
使えない場合 医師の同意書がない・単に疲労回復や慰安などを目的としたもの・保険医療機関で同一疾患の治療(はり・きゆう)を受けている場合
問合せ先 国保年金課
072-433-7273、高齢介護課
072-433-7040